



環境省

災害時におけるペットとの避難について

2026年11月12日(水)

環境省 自然環境局総務課 動物愛護管理室



災害時のペット対応について

- **基本的な考え方：被災者の救護・支援の観点から、ペットに関する対応を実施**
「被災者のためにペット対応を行う」という意識が重要。」



ペットがいることで避難しない、避難できないといった方を円滑に避難させると同時に、ペットが苦手な方、動物にアレルギーを持つ避難者が避難所でストレスを感じないような環境作り
⇒動物愛護の観点からではない

発災直後の現場は当然、人命が最優先。そのうえで、概ね発災後2週間程度（人の対応が落ち着き始めたタイミング）からペット対策の議論が本格化する傾向にある。

そのため、発災直後の現場においてペットを前面に出すことは控えつつも、情報把握や体制作り、物資支援等は始めておくことが重要。

物資や獣医医療、動物の預かりなど、災害対応において民間企業・団体の協力は不可欠。

能登半島地震(R6/1/1発生)におけるペット対応

基本方針:被災地の状況を踏まえて、被災者の救護・支援の観点から、ペットに関する対応を実施

1. 避難所等での対策

- 職員等派遣、現地状況把握
- 避難所等でのペット飼育のための飼育用ケージ、フード等の資材供給
- 飼育スペースの確保

2. 被災者のペットの一時預かり等

- 健康上、災害復旧作業の理由等で飼育困難となる飼い主からの依頼対応
- 県内・県外における一時預かり先の確保
- 預かり先の動物病院等への移送
- 迷い犬猫等の保護と情報発信

3. 仮設住宅での対策

- ペットとともに住める仮設住宅の確保とそのために必要なケージ等の資材供給
- 仮設住宅における適切な飼養管理の促進

ペットに関する対応の進捗状況(環境省による調整・対応状況等)

体制整備:

- 職員等の現地派遣、石川県(金沢市、能登半島に各2名程度)に恒常に職員等を派遣、石川県庁と能登中部保健福祉センター等に自治体職員を派遣(1/6~4/22)
- 石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携した支援体制の確保(1/5)。被災地保健所も参加のウェブ会議開催(1/8~4/18)
- 石川県獣医師会、石川県が能登半島地震 動物対策本部を設置(1/8)

1. 避難所等での対策

- 環境省職員等を被災地に派遣し、現場確認、助言等を実施(1/6~9:輪島市、志賀町、穴水町、七尾市, 10~11:富山県、新潟県, 12~14:珠洲市、能登町、18~20:珠洲市、輪島市、志賀町、七尾市, 1/22~4/22:金沢市、能登半島に各2名程度常駐)
- 石川県による被災者からのペットに関する相談窓口の設置(1/7)
- 動物対策本部が被災動物、被災飼い主様への支援のための募金口座開設(1/11~6/30)、環境省SNS・HPで広報(1/12)
- ケージ、フード等の支援について、石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携し、市町の物流拠点・避難所等にブッシュ型・プル型で石川県や環境省が運搬して支援(1/18~)
- 関係団体と連携しトレーラーハウスの設置による飼育スペース確保
石川県:1.5次避難所(1/21~4/30)
環境省:志賀町避難所(1/29~5/30)
珠洲市避難所(2/12~7/25)
- 石川県獣医師会が巡回診療(1/28~6/2)

2. 被災ペットの一時預かり等

- 石川県獣医師会が所有者の依頼による一時預かりを実施(1/15~3/31)
- 動物対策本部が一時預かり延長用のシェルターを設置(3/15~6/30)
- 石川県実施の所有者とはぐれた犬猫等の保護収容の支援として、県保健所の収容力確保のための広域譲渡を実施(2/6~3/7)
- 環境省が民間企業に依頼し、犬猫保護情報サイトを開設(2/9)

3. 仮設住宅での対策

- 「仮設住宅等へのペット同居」について石川県に依頼(1/11)石川県から各市町に依頼(1/17)
- 被災各市町がペット受入の方針であることを確認(2/9)
- 各市町による住民説明会で石川県がペットの取扱いについて説明(2/24~)
- 仮設住宅入居者向けの指導に当たる職員を対象に専門家を派遣し、適正飼育の講義を実施(7/9)



能登半島地震におけるペット対応の実際①

1 体制整備



発災直後の被災地の様子



業界関係各団体とのWEB会議開催

- **1月1日 発災**
- **1~3日 現地情報収集**（現地の被害状況、交通規制等の状況、現地の担当者等の確認など）、室内の体制整備
- **4日** 主だった民間団体（動物関連企業、愛護団体等）への連絡。情報収集（現地への交通手段、被害状況等）
- **5日** 獣医師会との調整。業界関係各団体の理事長、事務局長レベルを集めて会議開催。情報共有と物資提供や災害対応への協力要請。
- **6日** 現地の状況確認のため、環境省職員を石川県に派遣。
 - 1/6~9:輪島市、志賀町、穴水町、七尾市、
 - 10~11:富山県、新潟県
 - 12~14:珠洲市、能登町
 - 18~20:珠洲市、輪島市、志賀町、七尾市
- **7日** 石川県によるに関する相談窓口を設置
- **8日** 能登半島地震 動物対策本部を設置

能登半島地震におけるペット対応の実際②



2 避難所等での対策



避難所で同行避難者からの聞き取り



避難所情報の貼り出しをチェック



道路状況の悪いエリアは徒歩で



車中避難にも聞き取りを行う



奥能登4市町を中心に避難所を回り、同行避難の状況、物資支援のニーズ等をヒアリング調査(2月中旬までに100カ所以上)

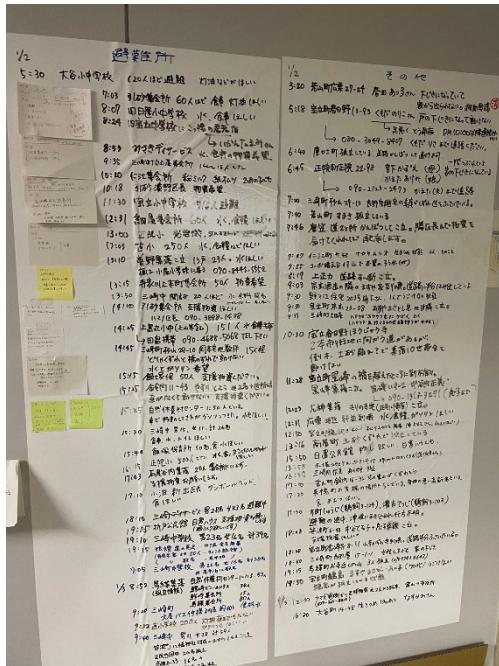


避難所の駐車スペースなどを回って、車中泊の人の有無を確認

能登半島地震におけるペット対応の実際②



2 避難所等での対策



能登半島地震におけるペット対応の実際③



2 避難所等での対策



避難所への物資の運搬



トレーラーハウス(志賀町)



トレーラーハウス(珠洲市)



現地でトレーラーハウス内装をDIY



トレーラーハウスは大型車両が通行可能になれば設置可能

・今回の震災では1次避難所ではペット同伴での避難が過去の震災よりも受け入れられていたが、1.5次、2次避難所の入居に際して、ペットを預けるスペースが必要になる、との予測から、設置までの時間が短く、移動もできるトレーラーハウスを利用した飼育スペースの確保を自治体に提案。

・石川県の1.5次避難所を皮切りに志賀町、珠洲市の避難所に隣接させる形でトレーラーハウスを設置。

能登半島地震におけるペット対応の実際④

3 被災者のペットの一時預かり等



巡回診療の様子



移動診療車



ペット同伴避難所


 A screenshot of a website dedicated to pet protection. The header includes the Environment Ministry logo, the location "石川県", and the title "被災犬猫保護情報掲載サイト". Below the header, there is a message in Japanese, followed by a grid of small images showing various dogs and cats. A caption at the bottom right reads "能登町鶴川 2月2日".

犬猫保護情報サイト



ペット一時預かり



- 石川県獣医師会において所有者の依頼に応じた一時預かりを開始。避難所への入居希望者のペットを病院で一時預かりを行う。
- 石川県獣医師会が移動診療車を使った巡回診療を開始。奥能登地域を巡回し、同行避難中のペットなどの診療を行う。同様にペットサロンカーの巡回も実施。
- 共立製薬の協力により環境省と石川県、県獣医師会による犬猫保護情報サイトを開設。
- 獣医師会による一時預かり用のシェルター開設。

大船渡市山林火災(R7/2/26発生)におけるペット対応



1. 避難所等での対策

- 宮古市のリゾート施設「グリーンピア三陸みやこ」にてペットと同行避難・同伴避難ができる避難所を開設(3/4)
- 環境省職員を派遣し、大船渡市内の全避難所(8か所)を回り、同行避難の状況や必要な支援について情報収集を実施(3/7.8)
- 大船渡市の旧吉浜中学校避難所にペット同伴避難用の施設を設置、ペットの同行避難の受入れ開始(3/8)

2. 被災者のペットの一時預かり

<岩手県>

- 岩手県と協定を締結する動物愛護団体等のうち、大船渡市周辺を活動区域とする2団体に対し被災動物救護に係る協力を要請(2/28)
- 大船渡保健所に「同行避難したペットの一時預かり相談窓口」を設置(3/1)
- 各避難所に相談窓口を周知するチラシを配布
- 協定を締結する動物愛護団体(2団体)にて、犬猫の一時預かりを実施

<環境省>

- 2団体へのペット関連用品の手配について民間企業と調整

宮古市で
ペット同行・同伴避難を受け入れています。



■避難所:グリーンピア三陸みやこ 敷地内
・ドッグホテル(ペット同行避難)(問い合わせ先はホテル様に宿泊)
・たろちゃんハウス(ペット同伴避難)(問い合わせ先も同上で避難)

■ペット用のフード、飲用水のほか、ベッドシーツ等、お世話に必要な物品については飼い主様でご用意願います。
■申し込みは右のQRコードから、申し込みフォームへの入力をお願いします。
(申し込み受け付け後、担当者から折り返し連絡いたします。)

問い合わせ先:宮古市危機管理監督課
(直通)0193-68-9111

※ご友人、知り合いの方でペット連れであることを理由に避難をためとっていたり、車中泊をされている方がいる場合は、こちらのポスターを撮影のうえ、共有いただければ幸いです。

宮古市のペットと避難できる
避難所を周知するチラシ

避難所にペットを お連れの皆様へ

○被災動物保護活動

大船渡保健福祉環境センター(大船渡保健所)では、避難所に動物を連れて避難されている方の動物の一時預かり等のご相談に応じていますので、下記電話番号までご連絡願います。

○相談窓口 (受付時間 9:00~17:00)

大船渡保健福祉環境センター

0192-27-9923(内線 243)

相談窓口を周知するチラシ

大船渡市山林火災(R7/2/26発生)におけるペット対応

■ 1.避難所等での対策



岩手県により、旧吉浜中学校にペット用飼育施設設置
(犬はテント内で同居・猫は3段ケージで飼育)



一時預かりや宮古市のペットと避難できる避難所についての貼り出しを確認



避難所の駐車場内で犬猫を飼養しているケースや飼い主も一緒に車中避難しているケースがみられた。

自宅にペットを残したまま避難した後に、ペットを連れてきたり、餌やりのために自宅に戻れないといったケースも見られた。

山林火災の場合は地震と異なり、避難開始まである程度時間的余裕があるため、避難当初からペット受け入れ可の避難所と受け入れ不可の避難所を分けて設置することが可能。

一方で、避難所でのペットの受け入れ情報を幅広く周知を図る必要性がある。

防災基本計画の修正点

■ 動物愛護管理行政に関する記載(1)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

1 防災思想の普及、徹底

○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

・

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする

令和7年修正点

令和6年修正点

防災基本計画の修正点

■ 動物愛護管理行政に関する記載(2)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(3) 指定避難所等

○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、**家庭動物の受入れ方法等**について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

○市町村は、**指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。**

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所等

(2) 指定避難所等の運営管理等

市町村は、必要に応じ、**被災者支援等の観点から**指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

防災基本計画の修正点

■ 動物愛護管理行政に関する記載(3)

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

4 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

○市町村(都道府県)は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第7節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

防災基本計画の修正点

■ 動物愛護管理行政に関する記載(4)

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

1 保健衛生

○市町村(都道府県)は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、**飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応**、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 防災関係機関相互の連携体制

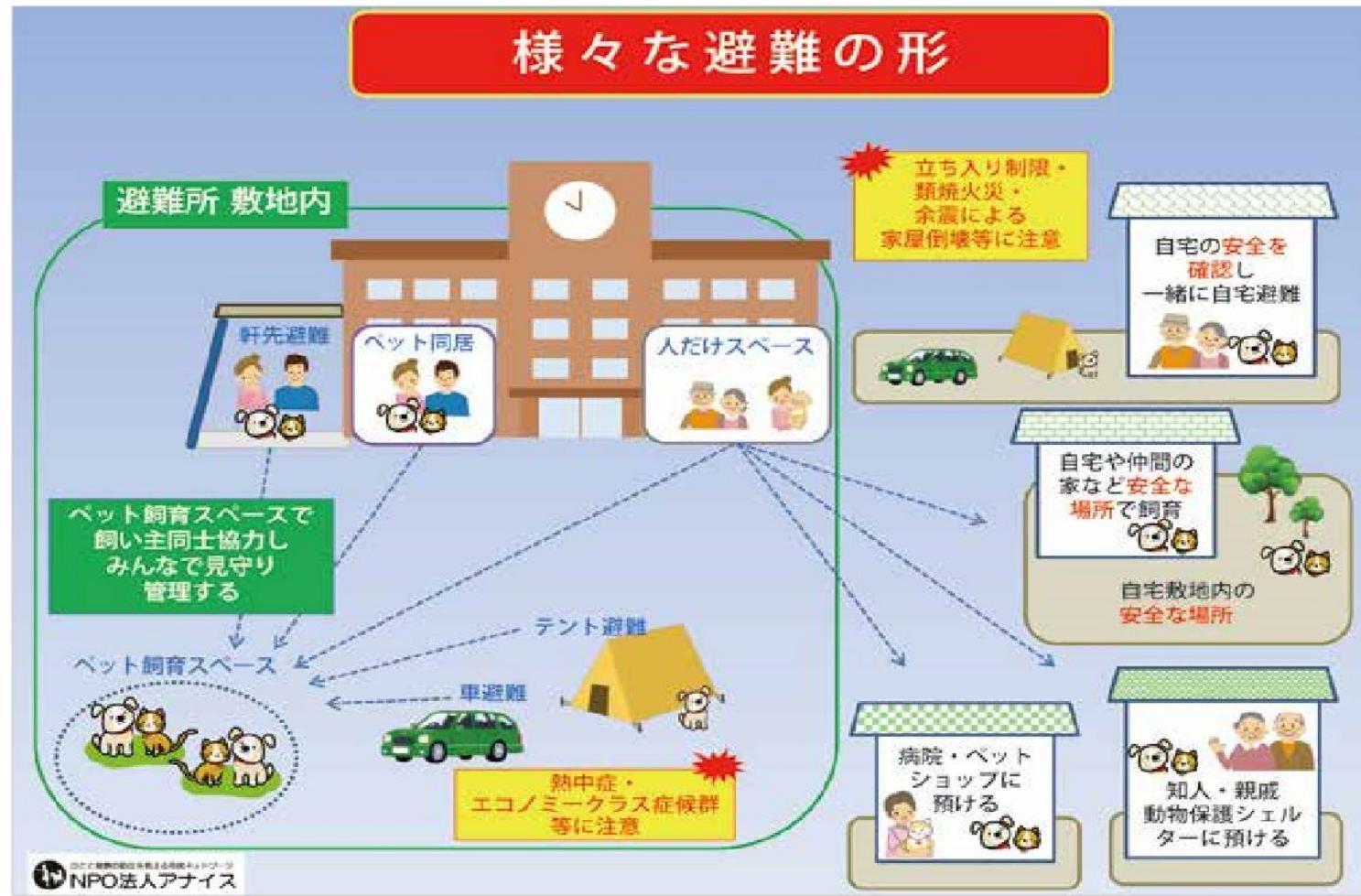
○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(居住者、車両、**家庭動物**、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国[内閣府等]は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。

■ 自治体の地域防災計画へのペット同行避難についての反映状況

(令和6年9月現在)

- ・地域防災計画に同行避難についての記載がある自治体………1363自治体
- ・避難所の屋内での受入れについて記載がある自治体……… 188自治体
- ・避難所での同伴(同室)での受入れについて記載がある自治体……… 94自治体
- ・応急仮設住宅でのペットの受入れについて記載がある自治体……… 430自治体

- 安全が確保できるのであれば、避難所だけが選択肢ではない



飼養環境の選択

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、**さまざまな選択肢**があります。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択しましょう。

■避難所での飼養

避難所で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をします。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが重要となります。

■車の中で飼養する

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行くことになります。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させる必要があります。

■自宅で飼養する

飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所などに取りに行くことになります。飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通うことになりますが、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難してください。

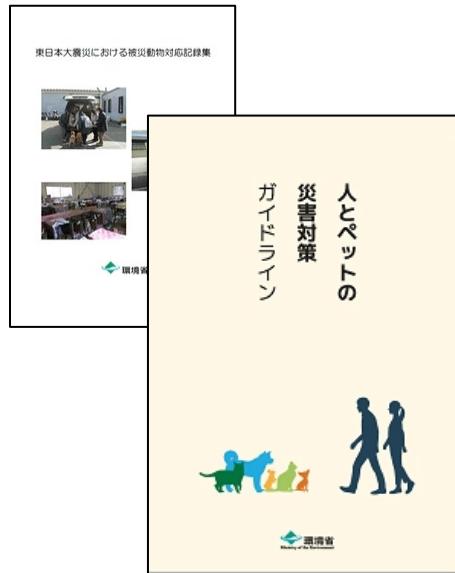
■施設などに預ける

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人など、一時預け先を確保することが重要になります。また、自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時的に預けるといった方法もあります。

人とペットの災害対策についてのガイドライン等について

【人とペットの災害対策ガイドライン】（平成30年3月）

- 東日本大震災の対応を踏まえ策定したガイドラインを基に、熊本地震での対応課題を整理し、各自治体が人とペットの災害対策を検討する際の参考として策定。



【人とペットの災害対策ガイドライン <一般飼い主編>】一般飼い主向け（平成30年9月）

- 一般飼い主がペットとの災害対策を検討・準備する際の参考

【被災ペット救護施設運営の手引き】自治体向け（平成31年3月）

- 放浪ペットや一時預かりのペットを収容するための施設運営等の参考

【ボランティアの活動と規範】自治体・ボランティア向け（令和2年3月）

- 自治体がボランティアを受け入れる又はボランティアが被災地で活動する際の参考

【災害への備えチェックリスト】自治体（避難所運営者等）向け（令和3年3月）

- 避難所での受入れや、災害時に自治体が果たすべき組織運営の参考。



令和6年能登半島地震における被災動物対応記録集



令和6年能登半島地震における 被災動物対応記録集



「令和6年能登半島地震における被災動物対応記録集」

能登半島地震での避難所での動物対応、及び動物管理関係での対応について、発災から令和6年9月までの情報をまとめた記録集。

国、県、自治体での対応記録及び、獣医師会や民間団体での活動を時系列で追うことが出来るように掲載。

この記録集を受けて、今後「人とペットの災害対策ガイドライン」を改訂する予定。(令和8年3月までに取りまとめ予定)



https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0709_02/full.pdf